

令和6年度

学校教育指導指針

(特別支援学校)



令和6年3月

岩手県教育委員会事務局学校教育室

目 次

I	いわて県民計画（2019～2028）	1
II	県教育委員会が目指すところ	2
III	県教育委員会の経営計画	3
IV	各校共通して取り組む内容の指導の要点	4
V	いわての特別支援教育が目指すもの	5
VI	基本方針	7
VII	特別支援学校教育の指導の要点	9
○	学習指導要領に基づき取り組む内容	
1	主な要点	9
2	各教科	10
3	特別の教科 道徳	11
4	外国語活動	11
5	総合的な学習の時間・総合的な探究の時間	12
6	特別活動	12
7	自立活動	13
○	「いわて特別支援教育推進プラン」に基づき取り組む主な内容	14
VIII	特別支援学校に関する主な事業・取組	15
1	岩手県立学校医療的ケア体制整備事業	15
2	特別支援学校キャリア教育推進事業	15
3	特別支援学校スクールカウンセラー配置事業	15
4	A T ・ I C T 機器を活用した取組	15
IX	資料	16
1	特別支援教育に関する主な通知・通達・報告	16
2	岩手県教育委員会で発刊した主な特別支援教育指導資料	18

I いわて県民計画（2019～2028）

「いわて県民計画(2019～2028)」長期ビジョン

～学びや人づくりによって、将来に向かって可能性を伸ばし、自分の夢を実現できる岩手～

平成 31（2019）年度から 2028 年度までの 10 年間、長期的な岩手県の将来を展望し、県民みんなで目指す将来像と、その実現に向けて取り組む政策の基本方向を示しています。10 の政策分野の一つに教育分野が位置付けられており、主要な指標（幸福指標）及び一人ひとりの幸福を守り育てる取組が示されています。

この長期ビジョンをもとに、重点的・優先的に取り組むべき政策や、その具体的な推進方策を示し、長期ビジョンの実効性を確保するものが以下のアクションプラン（政策推進プラン）です。

「いわて県民計画(2019～2028)」第2期アクションプラン(政策推進プラン) 指標一覧表

県では、県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指して、第2期アクションプラン（政策推進プラン）を策定しました。これは、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度までの4カ年で重点的・優先的に取り組む政策や、その具体的な推進方策の目標値を明確にし、ながら、教育の充実を図っていくものです。

特別支援教育の推進

指標	目標値				出典 (根拠となる調査等)
	2023	2024	2025	2026	
いわて幸福関連指標					
■特別支援学校が適切な指導・支援を行っていると感じる保護者の割合	96%	96%	96%	96%	学校教育室調査
具体的な推進方策					
◆ 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実					
○ 「引継ぎシート」を活用し、進学時に円滑な引継ぎを行っている学校の割合	100%	100%	100%	100%	学校教育室調査
○ いわて特別支援学校就労サポーター制度への登録企業数	133 社	139 社	145 社	151 社	学校教育室調査
◆ 各校種における指導・支援の充実					
○ 交流籍の活用や学校間交流により交流及び共同学習を実施した児童生徒の割合	68%	70%	72%	74%	学校教育室調査
○ 特別支援学校の授業研究会・研修会に参加した小・中学校等及び高等学校の教員数（累計）	655 人	780 人	905 人	1030 人	学校教育室調査
◆ 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進					
○ 県立学校における医療的ケアが必要な児童生徒が、医療的ケア看護職員による医療的ケアを受けた割合	100%	100%	100%	100%	学校教育室調査
○ 特別支援教育サポーターの登録者数	390 人	420 人	450 人	480 人	学校教育室調査

Ⅱ 県教育委員会が目指すところ

岩手県教育振興計画(2024～2028)の概要

基本目標

学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり
 ~自分らしい生き方の実現に向けた 新たな時代のいわての教育~

学校教育における目指す姿

岩手の子どもたちが、自分らしくいきいきと学び、夢を育み、希望あるいわてを創造する「生きる力」を身に付けている

社会教育・家庭教育における目指す姿

主体的・協働的な学びを通じて、地域や家庭におけるつながりや支え合いが生まれ、県民一人ひとりが、自分らしくいきいきと学び、暮らしている

取組の視点

視点
1

一人ひとりの可能性を
伸ばす学びの確保

視点
2

郷土に誇りと愛着を持ち、岩手で
世界で活躍する人材の育成

視点
3

岩手らしさを生かした
生涯にわたる学びの充実

視点
4

教育分野におけるデジタルトランス
フォーメーション(DX)の推進

視点
5

東日本大震災津波の経験や
教訓を踏まえた学びの推進

具体的な施策の内容

学 校 教 育

- 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成
 - ①「いわての復興教育」などの推進
 - ②キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成
 - ③岩手と世界をつなぐ人材の育成
 - ④イノベーションを創出する人材の育成
- 2 確かな学力の育成
 - ①これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
 - ②児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実
 - ③社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進
- 3 豊かな心の育成
 - ①自他の生命を大切にし、人権を尊重する心の育成
 - ②学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成
 - ③学校における文化芸術教育の推進
 - ④主権者教育などによる社会に参画する力の育成
- 4 健やかな体の育成
 - ①児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実
 - ②適切な部活動体制の推進
- 5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進
 - ①就学前から卒業後までの一貫した支援の充実
 - ②各校種における指導・支援の充実
 - ③教育環境の充実・県民理解の促進
- 6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進
 - ①いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対応
 - ②児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進
 - ③デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進
- 7 学びの基盤づくり
 - ①安全・安心でより良い教育環境の整備
 - ②生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保
 - ③目標達成型の学校経営の推進
 - ④魅力ある学校づくりの推進
 - ⑤多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保
 - ⑥教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上
 - ⑦「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づく教職員の働き方改革
- 8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進
 - ①各私立学校の建学の精神などに基づく特色ある教育活動の支援
 - ②私立学校の耐震化の支援や教育環境の整備促進

社会教育・家庭教育

- 9 学校と家庭・地域との協働の推進
 - ①学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり
 - ②豊かな体験活動の充実
- 10 子育て支援や家庭教育支援の充実
 - ①子育てや家庭教育に関する学習機会の提供
 - ②子育てや家庭教育を支える環境づくりの推進
- 11 生涯にわたり学び続ける環境づくり
 - ①多様な学習機会の充実
 - ②岩手ならではの学習機会の提供
 - ③学びと活動の循環による地域の活性化
 - ④社会教育の中核を担う人材の育成
 - ⑤多様な学びのニーズに応じた拠点の充実
- 12 次世代につなげる民俗芸能や文化財の継承
 - ①部活動や地域と連携した取組などを通じた民俗芸能の保存と継承
 - ②伝統文化、文化財などを活用した交流の推進

県教育委員会では、令和6年度からの5年間を計画期間とする「岩手県教育振興計画(2024～2028)」を策定しました。この計画は、教育施策の方向性や具体的な取組方策などを定め、本県の教育振興の取組の指針となるものです。

また、教育基本法第17条第2項に基づき、令和5年6月に策定された国の第4期教育振興基本計画(令和5～9年度)を参酌して策定する「本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものです。

岩手県教育振興計画(2024～2028)

https://www.pref.iwate.jp/kyou_ikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/index.html



Ⅲ 県教育委員会の経営計画

令和6年度 岩手県教育委員会 経営計画

県教育委員会では、「いわて県民計画（2019～2028）」及び新たな「岩手県教育振興計画（2024～2028）」等に基づき、児童生徒が、変容する社会に適応し、社会を創造するための「生きる力」を身に付け、岩手の未来を切り拓いていけるよう、また、人生100年時代を迎えるに当たり、社会のデジタル化の加速に対応し、一人ひとりの人生が豊かで活気ある地域社会の形成に教育分野から貢献できるよう、学校教育や社会教育・家庭教育の推進を図っていきます。

本年度は、児童生徒への心のサポートや就学支援などの充実や、「いわての復興教育」などの一層の推進に取り組むとともに、子どもたちの視点からの学びの充実や、ICT等を効果的に活用した学習の質の向上、地域や地域産業との共創による魅力ある学校づくり、学校・家庭・地域が連携する仕組みづくりや、生涯にわたって学び続けられる環境づくりなどに取り組めます。

◆ 「いわて県民計画（2019～2028）」 第2期復興推進プランに基づく東日本大震災津波からの教育の復興

I きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実、防災・復興を支えるひとづくりの推進

〔重点事項〕 幼児児童生徒の心のサポート

安心して学べる環境の整備

「いわての復興教育」などの推進

◆ 「いわて県民計画（2019～2028）」 第2期政策推進プラン・行政経営プラン及び「岩手県教育振興計画（2024～2028）」の着実な推進

I 学校教育の充実

〔重点事項〕

- 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成
- 2 確かな学力の育成
- 3 豊かな心の育成
- 4 健やかな体の育成
- 5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進
- 6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進
- 7 学びの基盤づくり

1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

- ・「いわての復興教育」などの推進
- ・キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成
- ・岩手と世界をつなぐ人材の育成 等

2 確かな学力の育成

- ・これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
- ・児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実 等

3 豊かな心の育成

- ・自他の生命を大切にし、人権を尊重する心の育成
- ・学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成
- ・学校における文化芸術教育の推進
- ・主権者教育などによる社会に参画する力の育成

4 健やかな体の育成

- ・児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実
- ・適切な部活動体制の推進

5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進

- ・就学前から卒業後までの一貫した支援の充実
- ・各校種における指導・支援の充実
- ・教育環境の充実・県民理解の促進

6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進

- ・いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処
- ・児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進
- ・デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進

7 学びの基盤づくり

- ・安全・安心でより良い教育環境の整備
- ・魅力ある学校づくりの推進
- ・多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保
- ・教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上
- ・岩手県教職員働き方改革プランの推進 等

IV 各校共通して取り組む内容の指導の要点

1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

(1) 復興教育の推進

いわての復興教育

URL <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/fukkou/index.html>



◆「いわての復興教育」の定義◆

郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成するために、各学校の教育活動を通して、3つの教育的価値（【いきる】【かかわる】【そなえる】）を育てること。

「いわての復興教育」は、東日本大震災津波で学んだ教訓を学校教育に生かし、未来を創造していくために、本県の教育の根幹に据え、力強く生きていく児童生徒の育成をねらいとしている。

◆「いわての復興教育」の推進◆

「いわての復興教育」プログラムに基づく教育活動の推進

- 各学校は、「いわての復興教育」を学校経営に位置付け、「自らの生き方・あり方を考え、夢と未来を拓き、社会を創造するひとづくり」を推進する。
- 各学校は、3つの教育的価値にバランスよく取り組み、本県が目指す「ひとづくり」を行う。
 - 【いきる】 生命の大切さ、心のあり方、心身の健康など
 - 【かかわる】 人の絆の大切さ、地域づくり、社会参画など
 - 【そなえる】 自然災害の理解、防災や安全など
- 各学校は、「震災の教訓を未来に語り継ぐ期間」（3月11日までの約1ヶ月）等において、これまでの「いわての復興教育」の学習を振り返るとともに、生徒が復興・発展への「思い」を共有する活動・取組を行う。

また、震災の教訓を次世代へ継承する活動・取組を充実させる。

「いわての復興教育」副読本の活用による復興教育の推進

- 復興教育副読本の活用により、「いわての復興教育」プログラムと教育活動を結び付け、地域と連携した教育の推進を図る。
- 各教科等の学習活動において、「いわて震災津波アーカイブ～希望～」や防災教育教材を効果的に活用し指導の充実を図る。

◆家庭・地域と連携した復興教育の推進◆

学校と地域（高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、企業、関係機関・団体等の幅広い地域住民等）が連携・協働し復興教育の充実、推進を図る。

<推進のポイント>

- ・ふるさとへの誇りや愛着を育てる取組が充実します。
- ・教科等による学びを見直し、充実します。
- ・家庭・地域、関係機関・団体、異校種の学校等との連携が充実します。
- ・日常生活とのつながる取組が充実します。

◆地域の実情に合わせた防災教育の充実◆ ～学校安全のねらいを踏まえて～

【そなえる】取組を具体的に年間計画に位置づける

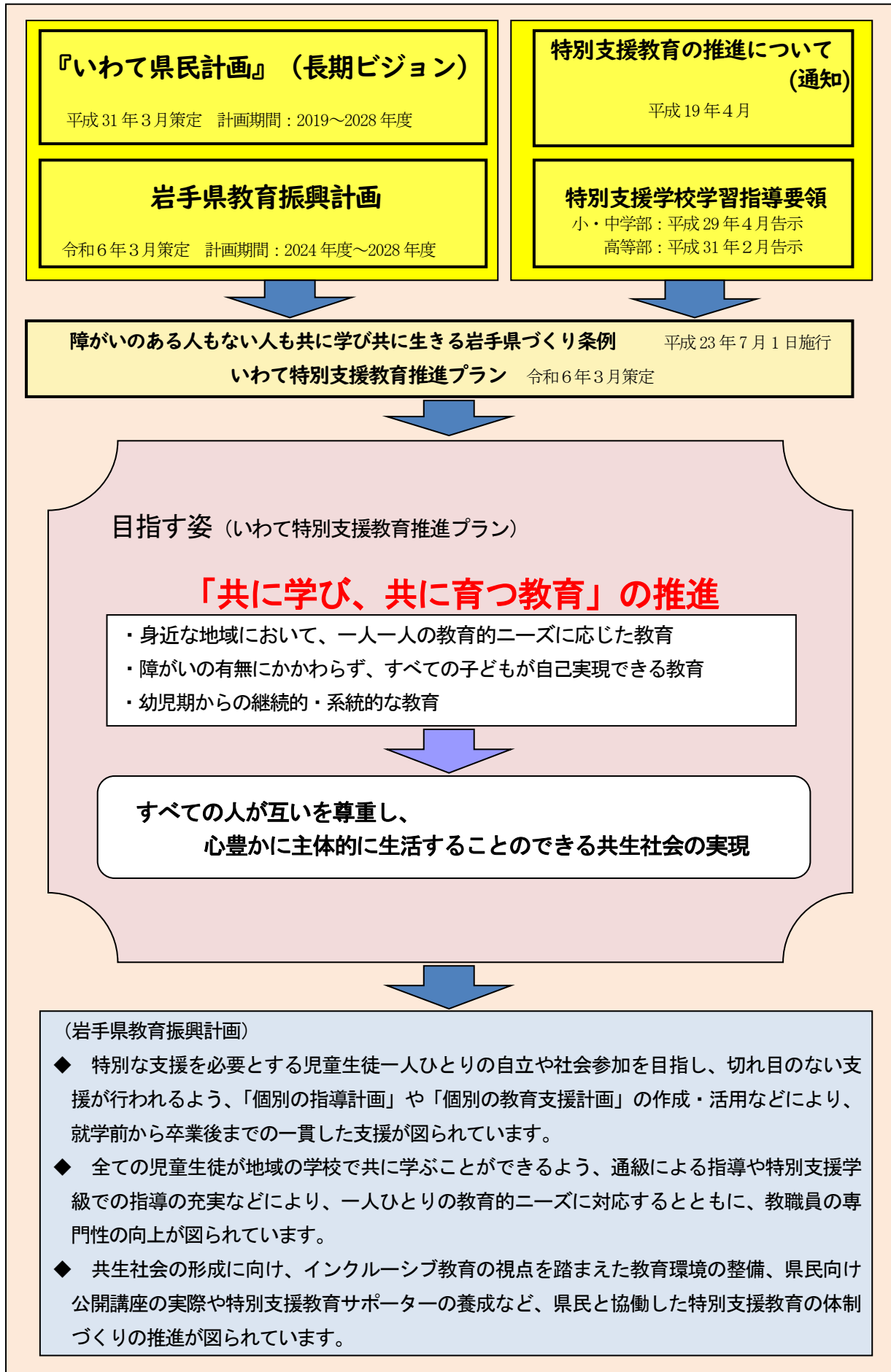
- 学校安全計画等に、懸念される災害等に対する【そなえる】取組をより具体的に盛り込み、自分の生き方やあり方（【いきる】【かかわる】）につなげる防災教育を充実させる。

家庭・地域・関係機関・学校間等と連携した【かかわる】防災教育の充実

- 防災教育の推進にあたり、家庭・地域・関係機関・異校種の学校等が連携・協働し、自他の命を守り抜く力【いきる】と「共助」【かかわる】の精神を育成する。



V いわての特別支援教育が目指すもの



各学校における基本的な取組

「知・徳・体」を備え、調和のとれた人間形成

基本方針

p.7

目標達成型学校経営の質の向上

全教職員の参画による学校経営計画の策定、PDCAサイクルによる実践、家庭・地域・関係機関との協働

教育課程と指導方法の改善

実態に即した教育課程の編成、個々の教育的ニーズに基づいた指導実践

教員の資質の向上

日常の授業改善への取組の推進、学校に必要な役割を担う人材の育成、専門性向上に向けた取組

特別支援学校教育の指導の要点

学習指導要領に基づき取り組む内容 pp. 9～13

- ・ 主な要点、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動、自立活動

「いわて特別支援教育推進プラン」に基づき取り組む主な内容 p. 14

- ・ 特別支援学校に関連するもの

特別支援学校に関連する主な事業・取組

1 岩手県立学校医療的ケア体制整備事業 p. 15

2 特別支援学校キャリア教育推進事業 p. 15

3 特別支援学校スクールカウンセラー配置事業 p. 15

4 AT・ICT機器を活用した取組 p. 15

VI 基本方針

1 本県の学校教育が目指すもの

「知・徳・体」を備え、調和の取れた人間形成

本県学校教育の目指す姿の実現には、教育の質を高めていく必要があります。そのためには、以下のことを柱として、取り組むべき事項や方向性を明確にすることが重要です。

なお、取組にあたっては、教育委員会が策定した「岩手県教育振興計画」の基本方向を踏まえ、各学校における短期的課題、中長期的課題を教職員間で共有し、継続して取り組むことが必要です。

1 目標達成型学校経営の質の向上

- 学校経営計画を毎年度の具体的な達成目標とその実現方策を明確にする「目標達成型」に転換する。
- 全教職員の参画による学校経営計画の策定と各学校の個性的な取組を進めるとともに、学校評価の実施・活用により、実効性を伴うPDCAサイクルを実現する。
- 学校経営計画に掲げた目標の達成に向けて、学校、家庭、地域・関係機関と協働した取組を進める。

2 教育課程と指導方法の改善

- 学習指導要領の趣旨に則り、各学校が実態に即した教育課程の編成を行うとともに、授業の充実を努め、幼児児童生徒一人一人に基礎・基本を定着させる。また、これらを社会生活で活用していくために必要な思考力、判断力、表現力などの能力を育む。
- 各教科・領域や特別活動など、全教育活動を通じて、道徳教育、キャリア教育、食育などの充実を図る。
- 幼児児童生徒の障がいの状況を的確に把握し、個々の教育的ニーズに基づいた指導を行うとともに、家庭や医療、福祉、労働等の関係機関とも連携し、社会自立に向けた適切な支援を行う。

3 教員の資質の向上

- 校内における日常の授業改善への取組を一層推進し、全教職員の指導力向上を図る。
- 各種研修及び校内の人材を有効に活用し、教職員としての一人一人の能力が伸長するよう取組を進める。
- 学校経営のリーダーである管理職の育成等、学校に必要な役割を担う人材の育成を図る。

2 特別支援学校が重点事項として取り組む内容

特別支援学校においては、幼児児童生徒一人一人のニーズに対応した教育を一層充実するとともに、卒業後及び将来の自立や社会参加に向けた主体的な取組ができるよう、様々な面から工夫し、継続した支援につなげていくことが求められます。

学校経営に当たっては、制度の転換に関する理解はもちろんのこと、障がいの捉え方や社会の潮流を学校全体として共有し、これからの時代における特別支援学校の在り方や役割を見通し、実践していく学校体制を作っていくことが重要です。

また、教育活動については、幼児児童生徒一人一人の将来の望ましい自立の姿を本人、保護者と一緒に描きながら、その実現に向けて各学部間の相互理解によりその発達段階に応じた一貫性と継続性のある指導を行うとともに、将来につながる支援体制を関係機関との連携により整えていくことが必要です。

県教育委員会では、特別支援教育の方向性を「共に学び、共に育つ教育」とし、共生社会の実現に向けた取組を「いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）」を策定して、学校教育全体で推進していくこととしています。特別支援学校においては、学習指導要領の内容等も十分にふまえながら、地域の特別支援教育の拠点となり、特別支援教育のセンター的役割を担っていくことがますます求められます。

〔特別支援学校における教育経営および教育活動の重点〕

- (1) 特別なニーズの的確な把握と対応する教育内容・方法の充実
- (2) 家庭・地域及び福祉・医療・労働等の関係機関との連携に基づく支援の充実、生涯にわたる支援体制の構築
- (3) 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実
- (4) 教員の専門性、授業力向上に向けた研修の充実
- (5) 複数の障がい種に対応可能な教育課程及び一貫性のある教育体制の整備
- (6) 教育要領・学習指導要領の理解と円滑な実施
- (7) 交流及び共同学習の推進
- (8) 「いわての復興教育」の推進 <岩手県教育委員会経営計画の重点事項>
- (9) キャリア教育の推進
- (10) 企業との連携強化

Ⅶ 特別支援学校教育の指導の要点

○ 学習指導要領に基づき取り組む内容

Ⅰ 主な要点

<基本的な考え方> ～「生きる力」の育成～

- ① 子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成
- ② 知識、技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視するとともに、知識の理解の質を高め、確かな学力を育成
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな身体を育成

- ◆ 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- ◆ 障がいのある子供たちの学びの場の柔軟な選択をふまえ、幼稚園、小、中、高等学校の教育課程との連続性を重視。
- ◆ 障がいの重度・重複化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた職業教育や進路指導の充実。

- 幼稚部・小学部においては、幼児・児童の主体的な活動を確保するとともに、各領域のねらいや内容との関連を図り計画的、組織的な指導を行う。
- 中学部においては、生徒一人一人の発達段階や障がいの特性に応じた教育に関して、さらなる充実を図り、満足感や達成感につなげる指導を行う。
- 高等部においては、社会参加に向け生徒の主体性を重視する教育の推進を図る。
- 「自立活動」については、障がいの重度・重複化、多様な障がいに応じた指導を充実するため、一人一人の実態を的確に把握して個別の指導計画を作成し、それに基づいて実施する。
- 「個別の指導計画」については、計画 (Plan) - 実践 (Do) - 評価 (Check) - 改善 (Action) の過程において、適宜評価を行い、指導内容や方法を改善し、より効果的な指導を行う。また、「個別の教育支援計画」の作成についても、より有効に機能するよう適宜、評価し改善を行う。
- 将来にわたって自立し、社会参加していくため職業的な自立をめざした早期からのキャリア教育を計画的に実施する。また、地域の産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図る。
- 交流及び共同学習は、双方の子どもたちの教育的ニーズに応じた内容や方法を十分に検討し計画的に実施する。特に居住する地域の学校と、「交流籍」を活用した交流及び共同学習の実施に向けた取組を推進する。

各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み上げられてきた教育実践等の蓄積を生かしながら、児童又は生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

2 各教科

(1) 「視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒」に対する教育

- ◆ 各学部において、学習指導要領に示された各教科の目標や内容等を、児童生徒の実態を踏まえ適切に取扱う。
- ◆ 各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いについては、小・中学校、高等学校における取扱いに準ずる。
- ◆ 学習指導要領にある障がい種別ごとに必要とされる指導上の配慮事項（指導計画の作成と内容の取扱い）を十分に踏まえ、適切に指導する。

(2) 「知的障がい者である児童生徒」に対する教育

- ◆ 学習指導要領解説に示されてある知的障がいのある児童生徒への教育的な対応を基本としながら指導を行う。
- ◆ 児童生徒の知的障がいの状態等、学校・地域の実態等に即して、各教科の内容を具体化し、指導内容を設定する。
- ◆ 各教科等を合わせて指導を行う場合でも、各教科等に示す内容を基に、具体的に指導内容を設定する。
- ◆ 「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」を行うに当たっては、学習指導要領解説に示されてある指導形態ごとの考慮すべき事項に留意して実施する。
- ◆ 教科別に指導を行う場合は、学習指導要領における各教科の目標を踏まえ、実態に合わせて、適切な授業を創意工夫して行う。また、学習活動に生活的なねらいをもつことができるようにし、生活に即した活動を十分に取り入れつつ段階的に指導する。

- 児童生徒の生活に結び付いた効果的な指導について、児童生徒が見通しをもって意欲的に学習に取り組めるようにする。
- 施設設備の安全管理に配慮して学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意する。
- 家庭等との連携を図り、児童生徒が学習の成果を実際の生活に生かすことができるようにする。
- 教材・教具、補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにする。

3 特別の教科 道徳

〈要点〉

- ◆ 児童又は生徒の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る。
- ◆ 各教科・外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する。
- ◆ 知的障がい者である児童又は生徒に対しては、個々の児童又は生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行う。

- 特別の教科道徳の時間を含め、学校の教育活動全体を通じ、日常の様々な機会を通して指導する。
- 知的障がいの児童生徒に対しては、特に、生活に結び付いた内容を具体的な活動を通して指導することが効果的であることから、実際的な体験を重視することが必要である。

4 外国語活動

(1) 「視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒」に対する教育

〈要点〉

- ◆ 児童の障がいの状態や特性及び心身の発達段階等に応じて、指導内容を適切に精選するとともに、重点の置き方等を工夫する。
- ◆ 自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにする。

(2) 「知的障がい者である児童生徒」に対する教育

〈要点〉

- ◆ 教育課程に外国語活動の内容を加えることができる。
- ◆ 外国語に親しんだり、外国の言語や文化について体験的に理解や関心を深めたりしながら、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成する。

- 指導内容の設定に当たっては、個々の児童の障がいの状態や興味・関心等を十分に考慮する。
- 聴覚的認知や視覚的認知にかかわる指導、発音・発語指導などについて、自立活動との関連を図りながら取り組む。

5 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

〈要点〉

- ◆ 障がいの状態や発達段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮する。
- ◆ 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小、中、高等学校等との交流及び共同学習を行うよう配慮する。
- ◆ 知的障がい者である生徒に対して探究的な学習を行う場合には、知的障がいのある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮する。

- 個々の児童生徒の実態に応じ、補助用具や補助的手段、コンピュータ等の情報機器を適切に活用するなど、学習活動が効果的に行われるようにする。
- 体験活動を展開するに当たっては、児童生徒をはじめ、教職員や外部の協力者などの安全確保、健康や衛生等の管理に十分配慮する。
- 知的障がい者である生徒に対しては、個々の生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮しながら、単元等を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮する。

6 特別活動

〈要点〉

- ◆ 少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする。
- ◆ 社会性や豊かな人間性をはぐくむために、交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける。
- ◆ 知的障がい者である児童生徒に対しては、個々の児童生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する。

- 望ましい集団の構成と活発な活動を行うことができるよう、他の学級や学年と合併するなどして、少人数からくる制約を解消するよう努める。
- 交流及び共同学習の実施に当たっては、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定める。
- 知的障がいの児童生徒に対する指導において、具体的なねらいや指導内容を設定する際、特に、生活に結び付いた内容を、実際の場面で具体的な活動を通して指導する。

7 自立活動

<要点>

◆ 指導目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成して指導を行う。

- 個別の指導計画の作成にあたっては、実態を的確に把握し、長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定し、必要な指導内容を段階的に取り上げて指導を進める。
また、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と自立活動の指導内容との関連を図り、両者が補い合うようにするとともに、自立活動の時間における指導はもとより、学校の教育活動全体を視野に入れ、効果的に指導が行われるようにする。
- 指導内容を設定する際には、以下の点を考慮する。
 - ア 主体的に取り組む指導内容
 - ・児童生徒にとって解決可能で、取り組みやすい指導内容を設定
 - ・児童生徒が興味・関心をもって取り組めるような指導内容を設定
 - ・児童生徒が、目標を自覚し、意欲的に取り組んだことが成功に結び付いたということを実感できる指導内容を設定
 - イ 改善・克服の意欲を喚起する指導内容
 - ウ 発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容
 - ・児童生徒の発達の遅れている側面を補うために発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を設定
 - エ 自ら環境を整える指導内容
 - オ 自己選択・自己決定を促す指導内容
 - カ 自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容
 - ・自立活動での学習が、将来の自立や社会参加にどのように結び付いていくのか、児童生徒が自らその関係を理解して、学習に取り組むことができるように指導内容を設定
- 自立活動の指導は、特設された自立活動の時間はもちろん、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じても適切に行われるものであるとともに、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、自立活動の時間における指導は、その一部であることを理解しておくこと。
- 指導の結果や児童生徒の学習状況を評価するに当たっては、指導目標（ねらい）を設定する段階において、児童生徒の実態に即し、その到達状況を具体的に捉えておく。

○ 「いわて特別支援教育推進プラン」に基づき取り組む主な内容

※詳細は「いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）」を参照

つなぐ ～就学前から卒業後までの一貫した支援の充実～

早期からの継続した教育支援体制の整備・充実

- ◆市町村教育委員会への教育支援に関する助言・援助
 - ・県教育支援委員会調査員による各市町村教育支援状況の確認、県教育委員会への報告、市町村教育支援委員会への運営支援及び就学支援アドバイザーによる市町村教育委員会への教育支援に関する助言・援助 等

進路・就労支援の充実

- ◆就労支援ネットワーク会議（圏域ネットワーク会議）に関する周知・運営
- ◆各特別支援学校における地域企業との連携
 - ・いわて特別支援学校サポーター制度登録企業の拡大
 - ・特別支援学校と企業との連携協議会の充実
- ◆地域の特色を生かした特別支援学校技能認定会の実施・啓発と教育活動の充実

いかす ～各校種における指導・支援の充実～

特別支援学校のセンター的機能を生かした地域等への支援

- ◆継続型訪問支援・随時相談支援を活用した指導・支援
 - ・小・中・義務教育学校のすべての学級を対象とした継続型訪問支援の実施
 - ・すべての校種への随時相談支援の実施
- ◆地域における特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援
 - ・特別支援教育コーディネーター連絡会による研修等の実施
 - ・特別支援教育中核コーディネーターによる授業や研究等の支援、特別支援教育担当者との相談

教職員等の専門性の向上

- ◆各障がい種特別支援学校における研究・研修の充実による授業力向上
 - ・特別支援学校公開授業研究会の実施
 - ・特別支援学校OJTによる自立活動・教科教育指導力向上

交流及び共同学習の充実

- ・「交流籍」を活用した交流及び共同学習の実施
- ・スポーツ活動を通じた交流及び共同学習の実施
- ・文化芸術活動を通じた交流及び共同学習の実施

支える ～教育環境の整備・充実・県民理解の促進～

共生社会の形成に向けた県民の理解

- ◆特別支援教育サポーター養成
 - ・特別支援教育サポーター養成講座の開催
 - ※令和6年度は盛岡青松支援学校、前沢明峰支援学校、盛岡みたけ支援学校奥中山校にて実施
 - ・特別支援学校の施設開放

特別支援学校における教育諸条件の充実

- ◆特別支援学校の整備推進

Ⅷ 特別支援学校に関する主な事業・取組

1 岩手県立学校医療的ケア体制整備事業

経管栄養や痰の吸引等の医療的ケアが必要な児童生徒が校内で安心して学習できる環境の整備をするとともに、学校生活の充実を図る。

- 医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校に医療的ケア看護職員を配置。
- 医療的ケア看護職員及び担当者を対象とした研修会の実施。

2 特別支援学校キャリア教育推進事業

特別支援学校高等部生徒の就労支援を行うため、特別支援学校技能認定研究協議会と技能認定会を開催するとともに、企業との連携強化及び沿岸部特別支援学校等の生徒の現場実習に係る支援を行う。

- 生徒の能力を客観的に示すことのできる技能認定制度の充実に向け、企業関係者や特別支援学校関係者等による特別支援学校技能認定研究協議会を開催する。また、実際に生徒の能力や態度等の認定を行う場として、技能認定会を実施する。
- 現場実習等を通じた就労支援の充実を図るため、特別支援学校と企業との連携協議会を設置し、地元企業の特別支援学校への理解を深めるとともに、継続的な協力体制を築く。
- 現場実習及び就労先確保、職業教育の充実を図るため、盛岡峰南高等支援学校及び沿岸地区特別支援学校等に職業指導支援員を配置する。

3 特別支援学校スクールカウンセラー配置事業

特別支援学校に臨床心理士等を派遣し、心のケアを必要とする児童生徒を支援する。

- 心理的なケアを必要とする特別支援学校へ臨床心理士等を派遣し、心のケアを実施。
- 臨床心理士等と対象児童生徒担当者のケース会議等を通じて、より有効な支援方法を関係者間で共有。

4 AT・ICT機器を活用した取組

障がいのある子どもの自立と社会参加の促進を目的に、タブレット型端末（iPad）等を活用した実践的・効果的な授業を展開することにより、特別支援教育の質の向上を図る。

- タブレット型端末等の効果的な活用の仕方の理解。
- タブレット型端末等を活用した授業実践及び実践事例集の作成。
- 同時双方向的な活動を取り入れた多様で効果的な実践。
- 各校における研修会の実施。

Ⅹ 資 料

1 特別支援教育に関する主な通知・通達・報告

年	月 日	通 知 ・ 通 達 ・ 報 告 等
S 2 2	3. 3 1	「学校教育法」制定 第93条→盲・聾学校義務制が23年4月1日より逐年施行することを政令で定める
S 3 7	3. 3 1	「学校教育法施行令の一部を改正する政令」公布 (盲・聾・養護学校の対象となる盲者等の心身の故障の程度規定)
	1 0. 1 8	「学校教育法及び同法施行令の一部改正に伴う教育上特別な取扱いを要す児童生徒の教育措置について」(通達)
S 4 8	1 1. 2 0	「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」公布(施行期日は昭和54年4月1日)
S 5 0	3. 3 1	「重度・重複障害児に対する学校教育の在り方について」(報告)
S 5 3	8. 1 2	「軽度心身障害児に対する学校教育の在り方」(報告)
S 5 4	4. 1	養護学校就学義務制、設置義務制施行
H 5	1. 2 8	「学校教育法施行規則の一部改正等について」(通知) (通級による指導は特別の教育課程によることができることを規定)
	1. 2 8	「通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒について」(通知)
H 6	1 2. 2 1	「病気療養児の教育について」(通知)
H 8	3. 1 8	「盲学校、聾学校及び養護学校の高等部における職業教育等の在り方について」(報告)
H 9	2. 1 4	「特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の第一次報告について」(通知)
	1 0. 2 1	「特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の第二次報告について」(通知)
H 1 0	9. 2 8	「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律の公布等について」(通知)
H 1 1	3. 2 9	「盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領」「盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領」「盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領」告示
	6. 3	「小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び中等教育学校の学習指導要領等の移行措置並びに移行期間中の学習指導について」(通知)
	7. 2	「学習障害児に対する指導について」(報告)
H 1 3	1. 1 5	「21世紀の特殊教育の在り方について」(報告)
	4. 2 7	「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」(通知)
	7. 1 1	「学校教育法の一部改正について」(通知)(寮母の名称変更→寄宿者指導員に)
H 1 4	3. 4	完全学校週5日制の実施について(通知)
	4. 2 4	学校教育法施行令の一部改正について(通知)
	5. 2 7	障害のある児童生徒の就学について(通知)
H 1 5	3. 7	「岩手県におけるこれからの特別支援教育の在り方」(最終報告)
	3.	「今後の特別支援教育の在り方について」(最終報告)
	1 2.	「岩手県特別支援教育推進プラン」策定
H 1 6	1. 3 0	「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」(報告)
	1 2. 1	「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(中間報告) 中央教育審議会
	4. 1	「発達障害者支援法施行について」(通知)
		「発達障害のある児童生徒等への支援について」(通知)

H 1 7	4. 2 2	「特殊教育免許の総合化について」（報告）
	1 2. 8	「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（答申） 中央教育審議会
H 1 8	3. 3 1	「学校教育法施行規則の一部改正等について」（通知） ※LD、ADHDを通級の対象への追加等 「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について」（通知）
	7. 1 8	「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」（通知）
	1 2. 2 2	「教育基本法の施行について」（通知）
H 1 9	3. 3 1	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について（通知）
	4. 1	「特別支援教育の推進について」（通知）
H 2 0	1 0.	「岩手県における今後の特別支援教育の在り方（最終報告）」
H 2 1	3. 9	特別支援学校学習指導要領告示
	1 2.	「いわて特別支援教育推進プラン」策定、公表
H 2 2	1 2. 2 4	中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会論点整理概要を公表
H 2 3	6. 1 7	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について」（通知）
	7. 1	県条例「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」施行
	8. 5	「障害者基本法の一部を改正する法律の公布、施行について」（通知）
	1 2. 2 0	「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」（通知）
H 2 4	4. 1 8	児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について（事務連絡）
	7. 2 0	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に向けた適切な対応の徹底について（通知）
	7. 2 3	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）
H 2 5	8. 2 8	「障害のある児童生徒の教材の充実について」（報告）
	1 1.	「いわて特別支援教育推進プラン」策定、公表
H 2 6	9. 1	「学校教育法施行令の一部改正について」（通知）
H 2 7	1. 2 6	日本の「障害者の権利に関する条約」の批准書を国連事務局に寄託・承認
	2. 2 4	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の策定について（通知）
	3. 2 7	「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定、小学校学習指導要領の一部を改正する告示、中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について（通知）」
H 2 8	4. 2 4	「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について」（通知）
	7. 2 9	学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）
	1 2. 9	学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）
H 2 9	3. 3 1	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（報告）
	4. 2 8	特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 告示
	1 2. 2 7	特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）
H 3 0	2. 8	障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について（依頼）
	3. 3 0	障害者基本計画（第4次）閣議決定
H 3 1	2. 4	特別支援学校高等部学習指導要領 告示 特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について（通知）
	2. 4	学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号）の一部を改正する告示の公示について（通知）

	3. 20	「学校における医療的ケアの今後について」（通知）
	3. 29	「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（通知）
R 3	3.	「いわて特別支援教育推進プラン」策定、公表
	1. 25	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告
	1. 26	「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(答申)
	5.	「岩手県立特別支援学校整備計画」策定、公表
	9. 18	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」 施行
R 4	9. 24	「特別支援学校設置基準の公布等について」（通知）
	3. 31	「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」（通知）
R 5	4. 27	「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（通知）
	3. 13	「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について」（通知）
	3. 30	「小・中学校等における病気療養児に対する ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（通知）
	3. 30	「高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について」（通知）
R 6	3.	「いわて特別支援教育推進プラン」策定、公表

2 岩手県教育委員会で発刊した特別支援教育関係指導資料

- No 1 (昭和 4 1 年度版) 教育課程編成資料
- No 2 (昭和 4 2 年度版) 指導計画作成資料
- No 3 (昭和 4 3 年度版) 病弱教育指導計画作成資料
- No 4 (昭和 4 4 年度版) 特殊学級経営
- No 5 (昭和 4 5 年度版) 道徳の指導
- No 6 (昭和 4 6 年度版) 国語指導の手引
- No 7 (昭和 4 7 年度版) 作業学習指導の手引
- No 8 (昭和 4 8 年度版) 図画工作（美術）指導の手引
- No 9 (昭和 4 9 年度版) ことばの教室・きこえの教室設置運営の手引
- No10 (昭和 5 0 年度版) 特殊学級設置運営の手引
- No11 (昭和 5 1 年度版) 特別活動指導の手引
- No12 (昭和 5 2 年度版) 精神薄弱児国語指導の手引
- No13 (昭和 5 3 年度版) 精神薄弱児算数・数学指導の手引
- No14 (昭和 5 4 年度版) 特殊学級設置・運営の手引
- No15 (昭和 5 5 年度版) 進路指導の手引
- No16 (昭和 5 6 年度版) 交流教育の手引
- No17 (昭和 5 7 年度版) 教育課程編成資料
- No18 (昭和 5 8 年度版) 重度・重複障害児教育の手引
- No19 (平成 2 年度版) 障害幼児教育の手引
- No20 (平成 4 年度版) 特殊学級（精神薄弱）経営の手引
- No21 (平成 6 年度版) 心身障害児就学指導の手引
- No22 (平成 9 年度版) きこえの教室・ことばの教室経営の手引
- No23 (平成 1 0 年度版) 障害児就学指導の手引

No24	(平成 1 1 年度版)	個別の指導計画手引—Q & A 30—
No25	(平成 1 2 年度版)	交流教育展開の手引
No26	(平成 1 3 年度版)	障害のある子どものための教育相談の手引
No27	(平成 1 4 年度版)	就学指導の手引
No28	(平成 1 5 年度版)	LD・ADHD・高機能自閉症児の理解と指導の手引
No29	(平成 1 6 年度版)	特別支援教育のための相談・支援の手引
No30	(平成 1 7 年度版)	特別支援教育コーディネーターハンドブック
No31	(平成 1 8 年度版)	通級指導教室経営の手引
No32	(平成 1 8 年度版)	中学校・高等学校における特別支援教育校内体制確立のための手引
No33	(平成 1 9 年度版)	就学支援の手引
No34	(平成 2 0 年度版)	特別支援教育支援員ハンドブック
No35	(平成 2 0 年度版)	支援が必要な幼児の育ち合いを促す保育ガイド
No36	(平成 2 1 年度版)	今後の就学指導のためのガイドライン
No37	(平成 2 2 年度版)	中学校・高等学校版すべての生徒が輝く指導・支援のすすめ
No38	(平成 2 3 年度版)	交流及び共同学習の充実に向けて
No39	(平成 2 4 年度版)	「個別の教育支援計画」の作成と活用
No40	(平成 2 4 年度版)	高等学校における個別の指導・支援体制の構築に関する実践研究報告
No41	(平成 2 5 年度版)	交流及び共同学習ガイドブック
No42	(平成 2 6 年度版)	就学事務手続きの手引
No43	(平成 2 7 年度版)	教育支援のためのガイドライン
No44	(平成 2 8 年度版)	チームで取り組む特別支援教育の手引
No45	(平成 2 9 年度版)	通級指導教室経営の手引
No46	(平成 3 0 年度版)	共に学び、共に生きる いわて
No47	(令和 元年度版)	引継ぎシート作成・活用ガイドブック
No48	(令和 2 年度版)	支援が必要な幼児の育ち合いを促す保育ガイド 【改訂版】
No49	(令和 3 年度版)	自立活動指導資料 (視覚障がい)
No50	(令和 4 年度版)	自立活動指導資料 (聴覚障がい)
No51	(令和 5 年度版)	自立活動指導資料 (肢体不自由)